

在外選挙執行規則及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

在外選挙人証又は在外投票人証の再交付の申請を記載事項の変更の届出と併せて行う場合の手続について、手続の合理化の観点から、所要の改正を行う。

1 改正の概要

- (1) 在外選挙人証又は在外投票人証の再交付の申請と記載事項の変更の届出を併せて行うことができるよう、再交付申請書の様式（在外選挙執行規則（平成11年自治省令第2号）別記第9号様式等）を改正し、記載事項変更届出書の様式（同令別記第7号様式等）に相当する記載欄を加える等の所要の改正を行う。
- (2) 旅券法の一部を改正する法律（令和4年法律第33号）等の施行に伴う所要の規定の整備を行う。

2 今後の予定

令和5年2月6日：パブリックコメント開始

令和5年3月7日：パブリックコメント終了

施行：令和5年3月27日（旅券法の一部を改正する法律の施行日と同日）